

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県農業共済組合専任職員資格試験委員規程
- ◇告示 土地改良事業の認可申請及び縦覧装蹄師免許証の交付
種畜証明書の書換交付
種畜の廃用
- ◇正誤 土地買収取消令書交付不能一覽表
昭和二十七年十月十日鳥取県告示第四百七十八号中訂正

規則

鳥取県農業共済組合専任職員資格試験委員規程をここに公布する。

昭和二十九年一月二十六日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第五号

鳥取県農業共済組合専任職員資格試験委員規程

第一条 鳥取県農業共済組合専任職員資格試験委員（以下「委員」という。）は、毎年必要に応じて次に掲げるものの中から知事が任命する。

- 一 県庁内関係課長 四人以内
- 二 農政課、農業改良課、蚕糸課、畜産課、農業試験場及び蚕業試験場の関係職員 一五人以内

第二条 委員は次に掲げる職務を行う。

- 一 受験志願者の資格審査
- 二 資格試験問題の提出
- 三 合格及び不合格の判定

第三条 この規程の施行に關し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、溝口谷川土地改良区から新たな土地改良事業を行うための認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて、次のように縦覧に供する。

昭和二十九年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写

- 二 縦覧の期間

昭和二十九年一月二十七日から同年二月十五日まで

- 三 縦覧の場所 日野郡溝口町役場

- 四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があ

るときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第二十六号

装蹄師法（昭和十五年法律第八十九号）附則第五項の規定により次の者に装蹄師免許証を交付した。

昭和二十九年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号	登録年月日	本籍地	氏名
第五十一号	昭和二十八年十月三十一日	鳥取県	森尾 龜喜
第五十二号	"	"	平田 篤胤
第五十三号	"	"	入江 浩
第五十四号	"	"	矢田 和夫
第五十五号	"	"	米原 勉
第五十六号	"	"	斉尾 俊一
第五十七号	"	"	河本 実
第五十八号	"	"	福本 博

第五十九号	"	"	衣笠 巖
第六十号	"	"	安梅 壽永
第六十一号	"	岡山県	加戸 清止
第六十二号	"	鳥取県	猪川 良徳
第六十三号	"	"	小松 善則

鳥取県告示第二十七号

次の種畜について種畜証明書の書換交付があつた。

昭和二十九年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

証明書番号	種類	名前	旧飼養者	新飼養者
昭二八鳥第八四号	黒毛和種	柳原	鳥取県東伯郡旭村	旭村農業協同組合
" 第一〇七号	"	健栄	鳥取県東伯郡上北条村	藤井 庫光

鳥取県告示第二十八号

次の種畜は廃用された。

昭和二十九年一月二十六日

証明書番号	種類	名前	申請理由
昭二八鳥第九三号	黒毛和種	岡藤	廃用

返納

鳥取県知事 西 尾 愛 治

飼養者

鳥取県東伯郡北谷村 船本 正告

鳥取県告示第二十九号

旧自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）

第三十一条の規定によつて昭和二十三年七月二日付国が買収した土地は昭和二十八年七月三十日付その処分を取

